

## 第4章 防災都市づくりの具体的施策

防災を明確に意識した都市づくりを推進する具体的な都市計画・市街地整備事業を位置付け、多様な主体と協働することにより、防災機能（人的被害の低減や経済被害の低減・日常への早期復旧）の評価を積極的に行い、施策の重みづけや財政上の優先的な予算確保につながるよう、施策の重点化を検討する。

### (1) 地震対策の推進

#### ① 都市レベルの施策の重点化

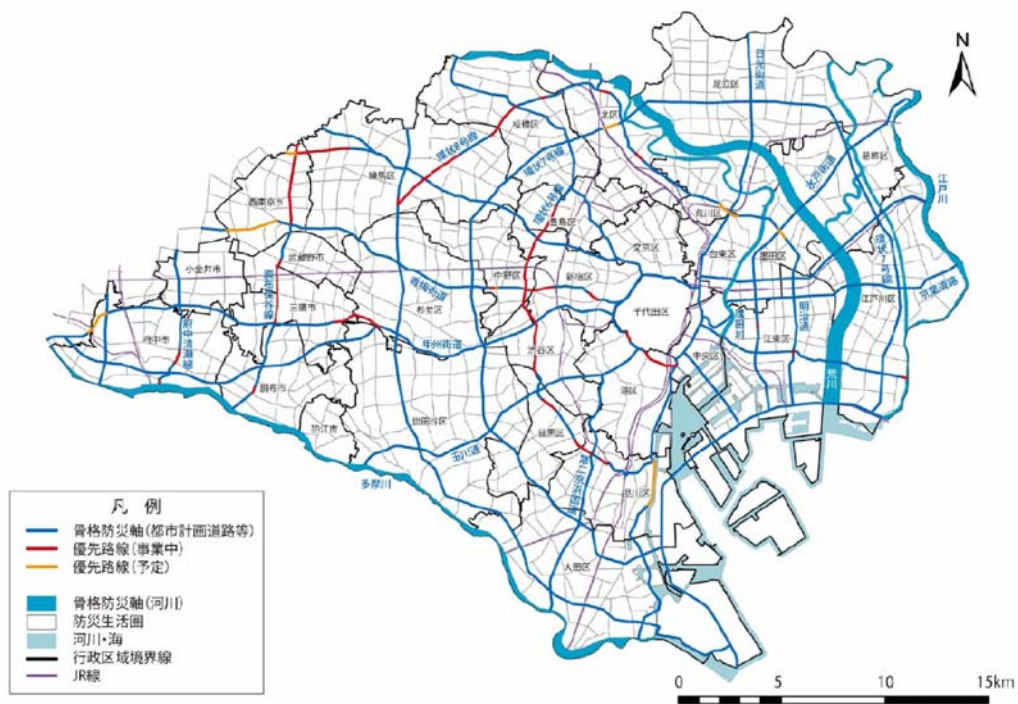
##### ア 都市計画道路の優先整備

都市計画道路の整備において、防災の視点から整備の緊急性を踏まえた事業化路線を定めていく。

##### 【防災を明確に意識した都市づくり】

□ 街路担当は、街路事業による都市計画道路の整備を進める際、広域ネットワークによる交通機能や防災機能（防災骨格軸の形成や延焼遮断帯の形成、広域避難等）、地域内の交通機能、木造密集地域における防災性の向上等を考慮した上で、今後10年間に優先的に整備すべき路線を選定し、事業の重点化を図る。

□ 許認可・指導担当は、密集市街地内及び隣接する地区での大規模開発時に併せた道路拡幅により都市計画の整備を図る。



参考 都市計画道路の防災骨格軸の優先路線

(出典：防災都市づくり推進計画平成22年1月：東京都)

## イ 各施設管理者による防災拠点施設の整備・機能強化

災害時において応急活動の拠点となる施設については、施設機能が十分に発揮できるよう、日常から施設機能の維持と強化に努める。

### 【防災を明確に意識した都市づくり】

□公園緑地担当は、一時避難や広域避難（二次避難）、避難生活の用に供する（都市公園等における延焼遮断機能（緑化・ドレンチャー）、マンホールトイレや防災井戸、非常用照明等の設置、敷地内通路のバリアフリー化等）を図る。



### 【施設整備の方針】

○防災公園として一時避難場所となる広場を確保するとともに、防災センター（仮称）を整備し、公園、多機能複合施設、市民センターが一体となった防災拠点機能の充実を図る。

○市の中心拠点である市民センターと「緑と水の回遊ルート」をつなぐ連続した緑を創造・成熟させ、緑のネットワークを強化し、地域特性を生かした緑豊かな景観形成を図る。

○市民サービスの拠点とするために、一時避難場所となるオープンスペース、災害対策機能を有した健康・スポーツ拠点施設など、多様な機能の複合化を図る。

参考：公園整備における防災拠点機能の強化  
出典：新川防災公園・多機能複合施設（仮称）  
整備事業の基本的な考え方と基本設計の概要  
（三鷹市）

□市街地整備・まちづくり担当は、一時避難対策（帰宅困難者対策含む）や救護活動の拠点として、主要な駅の整備や駅周辺における整備事業（市街地再開発事業等）において、施設建築物における防災拠点機能（避難者・けが人等の受入施設や備蓄機能等）の確保を図る。

### 【多様な主体との協働】

□各公共施設管理担当部局（教育施設）は、学校・体育施設等の公共建築物の耐震化を進め、防災部局は、拠点となる避難所において、備蓄機能の確保や防災行政無線の設置、円滑な避難に資する案内板・誘導灯の設置、災害時用のヘリポートの指定・整備を進める。

ウ 面的な（区画単位での）不燃化・耐震化の実施

「区画内（アンコ）」の不燃化・耐震化の促進を図るため、区画単位での面的整備を誘導する。

【防災を明確に意識した都市づくり】

- 許認可・指導担当は、防火地域、新防火地域等を新たに指定する。（→準耐火建築物以上の建替えを促進）
- 市街地整備・まちづくり担当は、ミニ延焼遮断帯の形成に寄与する防災街区整備地区計画の導入を図る。
- 市街地整備・まちづくり担当は、避難路・主要生活道路の連続的整備を担保する地区計画の策定、細街路拡幅の実施を図る。

## ②地区レベルの施策の重点化

### ア 住宅密集市街地における防災性の向上

住宅密集市街地において、公園整備と併せた周辺市街地の防災性向上を図る。

#### 【防災を明確に意識した都市づくり】

□公園緑地担当は、公園・緑地・広場等のオープンスペースを確保する。

□市街地整備・まちづくり担当は、周辺地域の防災性の強化を図るため、都市防災不燃化促進事業（不燃化促進地区の指定、建替え促進）や地区公共施設等整備事業（防災広場用地の確保・整備、広域避難場所入口整備、地区防災道路拡幅整備）の導入と併せて、防災街区整備地区計画等を検討し、効率的かつ継続的な公共施設整備を図る。



参考 品川区戸越・豊町地区における地区公共施設等整備事業

（出典：都市防災総合推進事業事例集  
平成20年6月：都市防災推進協議会）



### イ 消防利水施設や地域の防災拠点の確保

河川後背市街地に消防活動困難区域が多い住宅密集市街地が位置する地区において、消防利水施設や地域の防災拠点の確保を図る。

#### 【多様な主体との協働】

□市街地においては、市街地整備・まちづくり担当は、沿川に小広場を確保する際に、地震発生時の初期消火体制を強化するため、河川管理者と河川施設に取水機能（取水ピットの掘削、導水路及び取水施設、アプローチ施設の設置等）を確保に係る協議を行う。

□河川管理者が、河川管理区域内の防災ステーション等を整備する際に、防災担当及び市街地整備・まちづくり担当において、日常時の訓練や維持管理活動、災害時の水防活動において地域住民が利用できる防災倉庫や災害時にも利用できる管理用通路等の併設に係る協議・提案を行い、消防活動困難区域の解消等を図る。



水辺に近づきやすい河川の整備



防災用ピット



参考：大阪府内他地区（藤井寺市道明寺地区）における都市防災総合推進事業により既存ため池を消防利水に改善した例

(2) 津波対策の推進

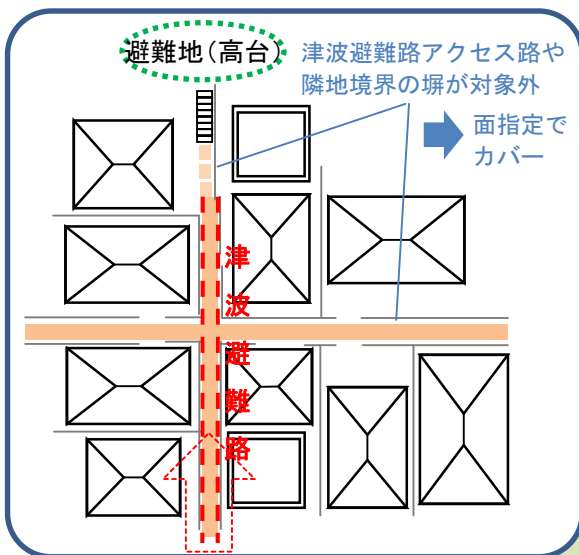
① 都市レベルの施策の重点化

ア 市街地整備における津波避難施設及び避難路の確保

津波避難困難区域において、津波避難施設（津波避難ビル・避難マウント等）と安全な避難路の整備を図る。

【防災を明確に意識した都市づくり】

□市街地整備・まちづくり担当は、防災担当が指定した津波避難路（津波避難困難区域内）の沿道空間における老朽建物やブロック塀の除却支援により、安全な避難経路を確保する。また、路線型から地区型への支援適応範囲の拡充や、細街路拡幅整備事業・緑化助成等の既往施策の組み合わせにより、避難地までの安全なアクセス路を確保する。



避難路沿道のブロック塀の除去・改善

- 避難地(高台)
- 津波避難路
- 沿道の指定
- 浸水区域内の指定(面指定)



参考：沼津市津波ハザードマップ

凡例	
	津波避難ビル
	第3次地震被害想定津波浸水域 <sup>①</sup>
	津波避難困難対象区域 <sup>②</sup>
	避難路(道路)
	避難路(歩道・山道など)
	経路番号 ① 高台へ避難可能 ② 高台へ避難可能(徒歩約20分) ③ 高台へ避難可能(徒歩約10分) ④ 高台へ避難可能(徒歩約5分) ⑤ 高台へ避難可能(徒歩約2分)
	経路番号 ① 行先止り ② 高台へ避難可能(徒歩約10分)
	津波避難階段
	津波孤立予想地区用防災倉庫
	7.4m 推定津波高(第3次地震被害想定)
	7.2m 防潮堤高(m)
	4.0 海抜(m)

### 【多様な主体による協働】

□防災部局は、津波避難困難区域に立地する津波避難ビルの他に、ビル建物の所有者の協力により、津波避難ビルの追加指定を進めていく。津波避難ビルが不足する空白区域においては、低未利用地・公有地等を活用した避難タワーや避難マウンド等を整備・確保する。

(津波避難ビル指定の主な条件)

- RC造（鉄筋コンクリート造）もしくはSRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）
- 1981年以降の建築基準法に適合
- 3階建て以上（津波高による）



公共施設屋上利用のための  
避難設備事例



避難マウンドの機能強化事例  
(照明・備蓄倉庫)

図 屋上避難施設、避難マウンドの整備事例

イ IC予定地、工事用通路（将来維持管理用通路）を活用した道路施設内の避難場所及び避難経路の確保

津波による緊急避難先としての活用を想定した道路の副次的機能を確保する。

### 【多様な主体との協働】

□道路管理者は、高規格道路を新たに整備する地区において、IC予定地に大規模地震時等に沿道地域に災害対策用資機材や緊急支援物資を輸送するための緊急進入路を設置し、地域の要望に応じた避難路としての活用や避難場所としての位置付けを検討する。

ウ 農道・林道等の整備における避難路（二次避難）・支援道路（応急復旧支援）機能の確保

沿岸部集落内の既存の津波避難路と内陸部の道路とのネットワーク化（自専道管理通路へのアクセス路確保や農道・林道等の拡幅・構造強化）により、津波発生時の一次避難後（孤立後）の二次避難や応急復旧支援に必要な防災機能を確保する。

【多様な主体との協働】

- 防災部局は、二次避難路（農道・林道）にアクセスできる避難路への案内・誘導灯整備や階段・スロープ・手すり施設等を整備する。
- 各公共施設管理担当部局（出張所・公民館施設等）は、集落内の避難所の耐震化や備蓄機能を確保する。



沿岸集落の避難路  
（一次避難）



内陸側の農道  
（二次避難・外部支援を想定し再整備）

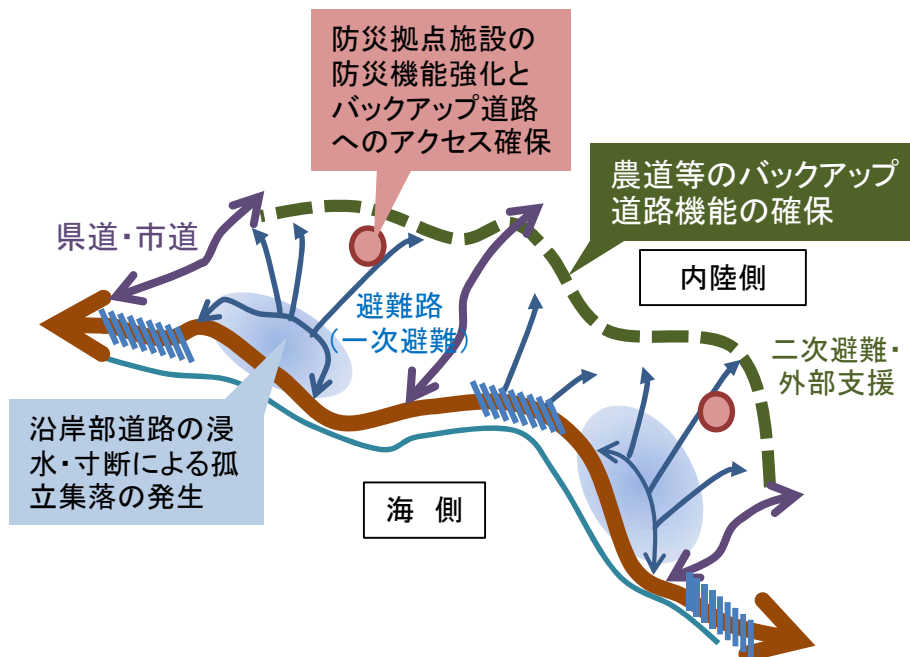


図 孤立集落と津波避難路・地域防災拠点施設・バックアップ道路（農道）の位置関係

②地区レベルの施策の重点化

ア 市街地における地域の自助共助の取り組み支援と各施設管理者による津波対策

津波浸水リスク（浸水区域）が高い沿岸地域において、沿岸部の集客施設（海岸公園・リゾートマンション・商業施設等）への来街者（休日昼間人口）と後背住宅市街地の地域住民（夜間人口）の津波避難対策にあたり、地域住民（自助共助）と施設管理者（公助）の役割分担による取り組みを展開していく。

【防災を明確に意識した都市づくり】

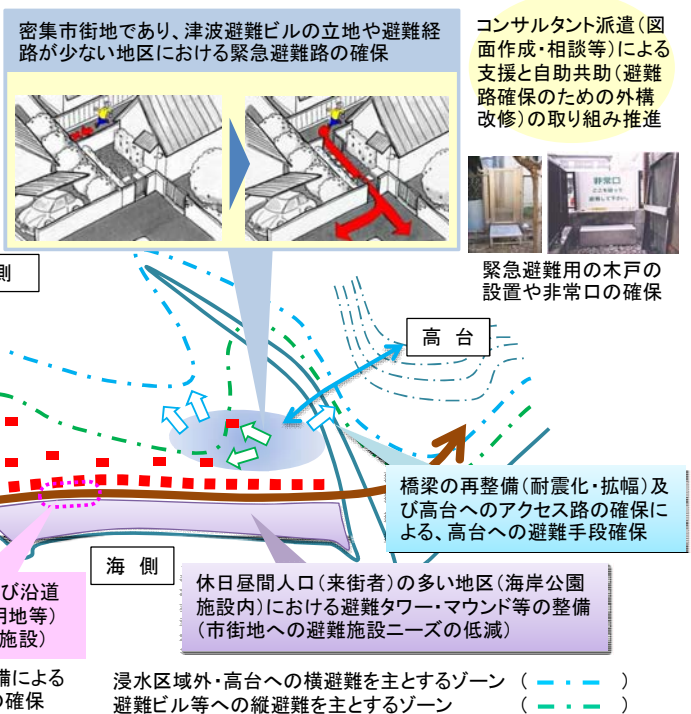
□市街地整備・まちづくり担当は、行き止まり道路が多く、避難施設までのアクセスが困難な密集市街地において、地域住民による外構改修や木戸の設置（緊急避難路の整備）を促し、津波避難ビルや高台・浸水区域外への避難が可能な圏域を拡大する。（自助共助）

□都市計画・土地利用等担当は、自助・共助の取組を促進する観点から、行政が保有する情報のうち、住民等が身近に感じられ、検討の必要性を喚起するような防災まちづくり情報マップを作成する。

【多様な主体との協働】

□市町村は、県が管理する海岸公園内や道路空間（上空）を積極的に活用することを働きかけ、来街者の避難先（受け皿・規模）を確保する。（公助）

□道路施設管理者は、津波浸水区域が多く、高台や津波避難ビル等が少ない地区において、地区内に位置する嵩上げされた構造の道路施設に避難場所機能を併せて確保し、市街地においては、街路担当及び市街地整備・まちづくり担当において、アクセスルートを確認することで、津波発生時の避難体制を強化する。





## <想定シナリオ>

### STEP 1

災害リスクの高い地区等、地域におけるリスクコミュニケーションを今後取り組みたい地区の抽出

### STEP 2

新たな災害リスク情報の公開に伴う既往の対応施策との重ね合わせ図の作成

### STEP 3

各自が公表された重ね合わせ図と自宅位置を確認でき、意見や提案を求められることができる環境構築

## <マップの重ね合わせ>

災害リスク情報

例)津波浸水想定

+

都市に関する情報

例)津波避難ビルの分布

重ね合わせ

情報提供

例)住民等による津波避難方法に関する検討

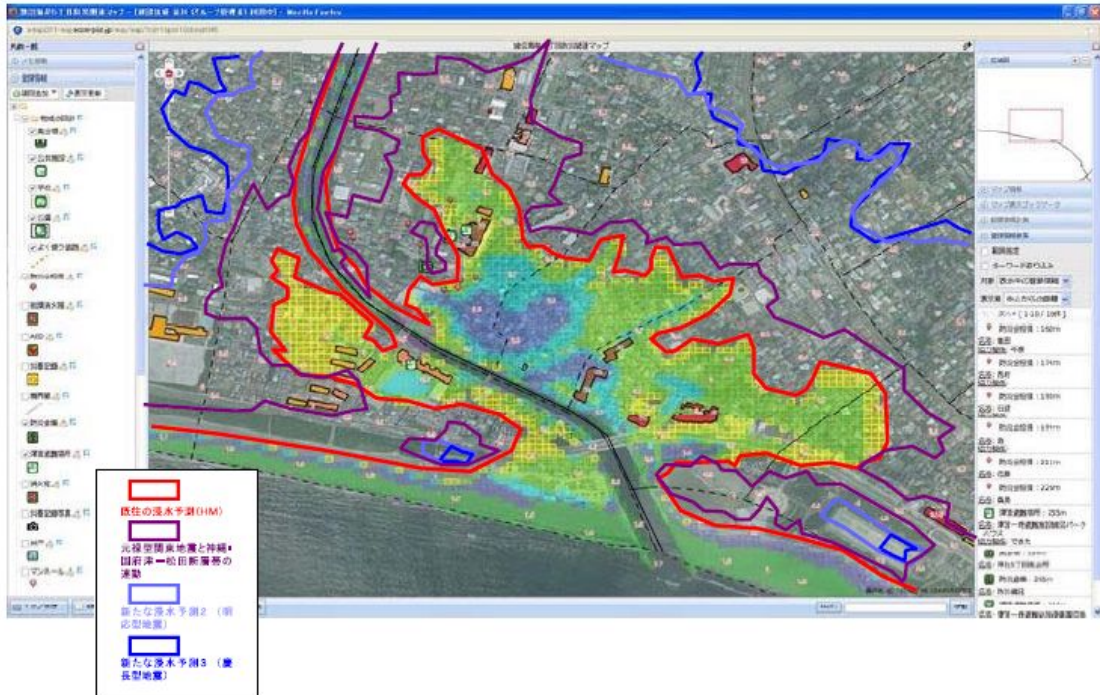


図 WEB上の浸水実績の書き込みと防災拠点等の重ね合わせ図

防災科学研究所 e コミマップへの書き込みと重ね合わせ図<主題図>の表示例

: 神奈川県藤沢市における新たな浸水予測を用いたケーススタディ

イ 沿岸部における津波避難機能の確保

集客性のある市場等が立地し、市内市街化区域内の浸水リスク（浸水深・到達時間）の高い沿岸部においては、駐車場整備時に津波避難ビル機能を付加することを働きかける。

【防災を明確に意識した都市づくり】

□許認可・指導担当は、低未利用地の土地利用転換のタイミングに合わせて、共用部利用の合意が必要な住宅用途や立地動向がみられない事業所だけでなく、立地ニーズの高い立体駐車場への津波避難ビル機能の付加を指導していく。



集客性の高い飲食店（低層建物）の立地

工場系土地利用の減少

低未利用地の発生

集客性の高い店舗（低層）立地に併せた立体駐車場の立地需要の発生

津波避難ビルの確保  
・防災機能強化

沿岸部の土地利用転換動向と立地ニーズに即した津波避難ビルの確保・防災機能強化

デザインコンペにより、わかりやすく、早期避難が可能な設計が行われた津波避難ビル（立体駐車場）※地元漁協管理



海側（階段室）の進入口（二方向）の開放



陸側（外階段・車路）からの複数の進入口の開放



津波避難ビル・津波高さを示したサイン

### (3) 水害対策の推進

#### ①都市レベルの施策の重点化

##### ア 市街地整備と連携した下水道施設整備

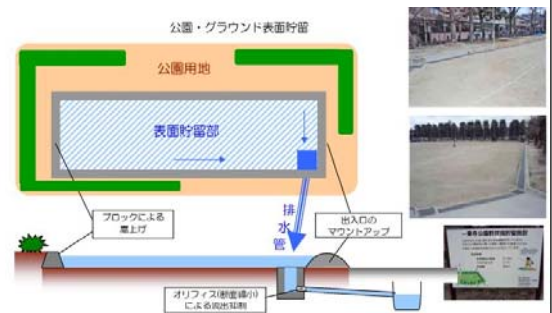
市街地整備と下水道施設整備の施策連携により、流域全体の治水機能を確保する。

#### 【防災を明確に意識した都市づくり】

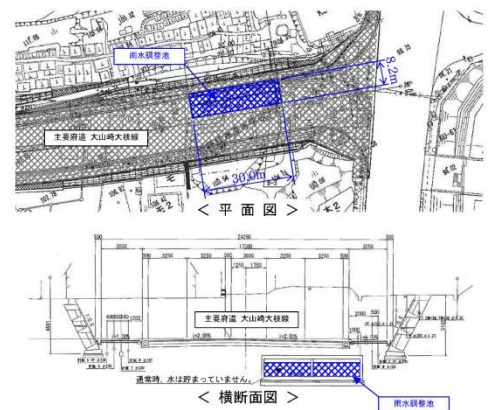
下水道担当は、下水道施設整備による排水機能の向上だけでなく、他の都市整備部局（街路、街地整備・まちづくり、市街地開発事業、公園・緑地、許認可・指導担当）と市民の協働の下、貯留や浸透による雨水流出抑制を行い、流域全体の浸水被害の軽減を図る。



参考 流域全体における治水機能の向上イメージ  
出典：雨に強いまちづくり推進計画（平成 22 年 4 月 京都市）



参考 公園整備に併せた  
オンサイト貯留施設の整備イメージ  
参考：雨に強いまちづくり推進計画  
（平成 22 年 4 月 京都市）



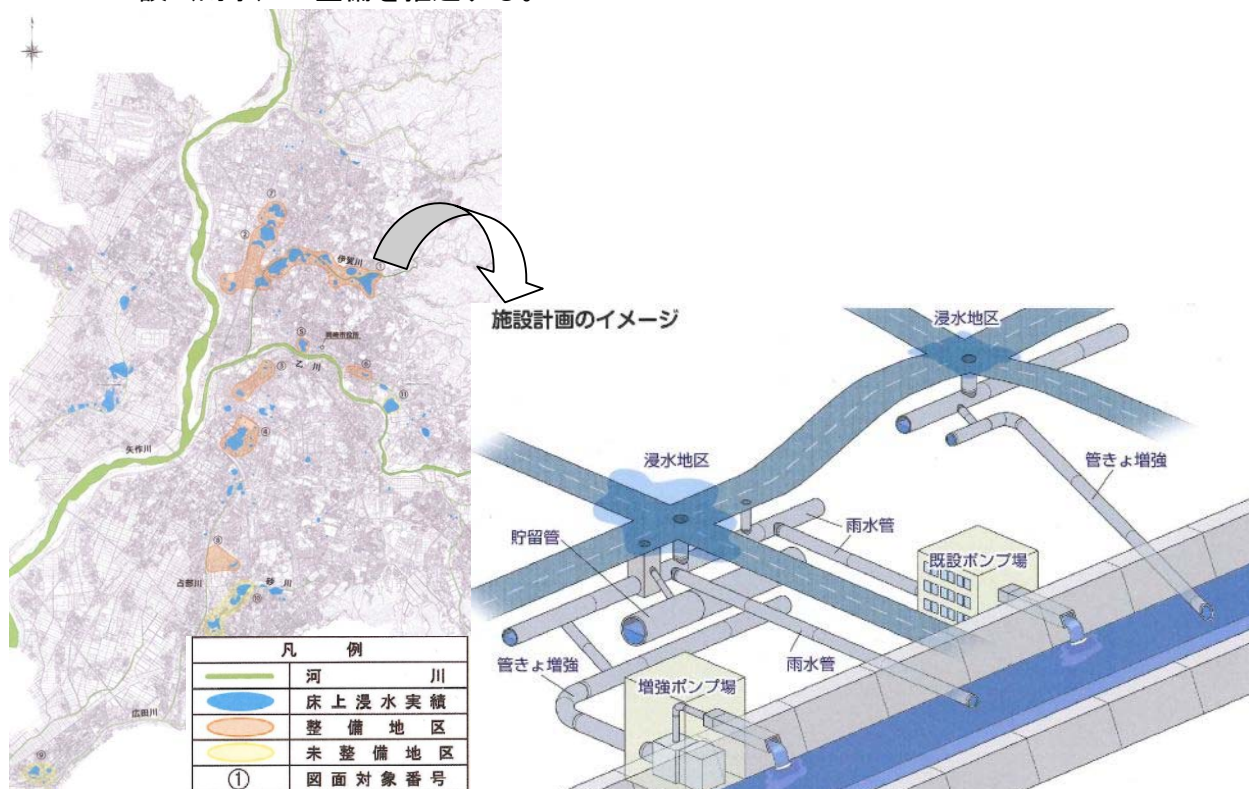
参考 道路整備時における雨水調整池の  
設置イメージ  
出典：雨に強いまちづくり推進計画  
（平成 22 年 4 月 京都市）

## イ 優先的な下水道施設（雨水）の整備

豪雨により著しい浸水被害が集中した地域や繰り返し浸水被害が発生する地区を対象とし、優先的な下水道施設（雨水）の整備を進める。

### 【防災を明確に意識した都市づくり】

下水道担当は、下水道施設（雨水）整備済地区に対しては、55mm/hr、未整備地区に対しては45mm/hr相当の降雨を対象とする施設整備を実施し、各地区における過去最大の実績降雨に対し床上浸水被害の解消を目指す。また、洪水による浸水リスクの高い地区においては、現在実施されている河川施設の整備と併せた下水道施設（雨水）の整備を推進する。



参考 下水道施設の整備イメージ 出典：岡崎市資料

ウ 土地利用や個別の開発時における誘導

地先の安全度を確保するため、浸水リスクの高い地域における土地利用転換や開発・事業時において、土地利用の制限や誘導を図る。

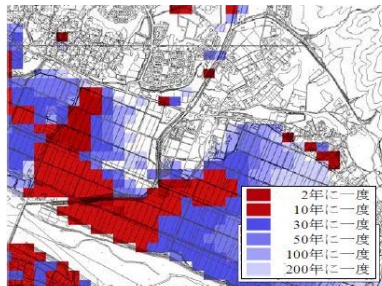
【防災を明確に意識した都市づくり】

□都市計画・土地利用等担当は、既往のハザードマップや既往災害の履歴等から浸水被害の特性（浸水深や発生確率）を考慮し、頻繁に床上浸水が発生する地区における適切な土地利用の誘導（浸水リスクを考慮した区域区分の設定）や、浸水リスクの高い地区における土地利用の規制（建築基準法 39 条に基づく災害危険区域の指定）を行う。

□許認可・指導担当は、確認申請や大規模開発指導要綱等の事前相談時等において、浸水リスクが高い地区に関する情報と耐水化対策に係る情報を提供し、住宅や要援護者施設の立地時における指導等を行う。

＜土地利用に関する法制度の活用＞

⇒浸水リスクを考慮した  
区域区分の設定

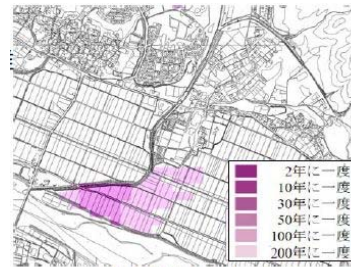


床上浸水の年発生確率図

1/ 2 (0.500)	発生確率 (年あたり)				A
1/ 10 (0.100)					
1/ 30 (0.033)					
1/ 50 (0.020)					
1/100 (0.010)					
1/200 (0.005)					
...					
被害の程度 (浸水深・流体力)					
無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失	
$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u/h \geq 2.5m^1/s^2$	

＜建築に関する法制度の活用＞

⇒建築基準法 39 条に基づく  
災害危険区域の指定



家屋水没の年発生確率図

1/ 10 (0.100)	発生確率 (年あたり)					B
1/ 30 (0.033)						
1/ 50 (0.020)						
1/100 (0.010)						
1/200 (0.005)						
...						
被害の程度 (浸水深・流体力)						
無被害	床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失		
$h < 0.1m$	$0.1m < h < 0.5m$	$0.5m \leq h < 3.0m$	$h \geq 3m$	$u/h \geq 2.5m^1/s^2$		

## ②地区レベルの施策の重点化

### ア 住宅等の浸水被害の低減

土地区画整理事業実施の際に、地盤改良による液状化対策と事業区域内の宅地盤の嵩上げを合わせて実施し、浸水被害の低減を図る。

#### 【防災を明確に意識した都市づくり】

□市街地開発事業担当は、低未利用地の開発のための土地区画整理事業において、地盤改良による軟弱地盤対策及び、住宅等の浸水被害の低減を目的とした事業区域内の宅地盤の嵩上げを実施する。

□都市計画・土地利用等担当や福祉部局は、市街地開発事業担当に働きかけ、人的被害の低減を目的に浸水リスクの高い地区からの要援護者施設の移転・新規立地を誘導する。

□市街地開発事業担当は、県管理の遊水地の整備に合わせ、事業区域内において調整池を確保する。



## イ 建築物等の耐水対策の推進

公共建築物の耐水化対策、及び民間建築物の自助による耐水対策の推進を図る。

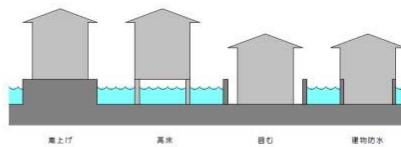
### 【防災を明確に意識した都市づくり】

□許認可・指導担当は、民間建築物については、建築物を建築（増築、改築、改修を含む）する場合の耐水化に係る整備指針を定め、住民及び事業者に対し具体的な浸水対策についての参考となる具体的な手法等を示し（ガイドライン・パンフレットの作成）、自発的な対策の促進を図る。

### 【多様な主体との協働】

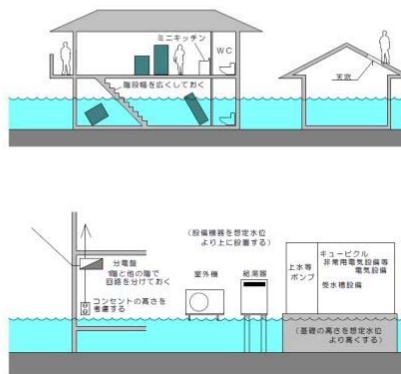
□各公共施設担当（市役所・教育施設等）は、災害対策本部や避難所など災害時の防災拠点となる施設について、浸水被害を未然に防ぐ施設の耐水化（ピロティ建築や防水扉等）や通信及び自家発電機等の設備機器等の上層階設置、地下空間の浸水防止施設の設置を推進する。

#### ①床上浸水を未然に防ぐ



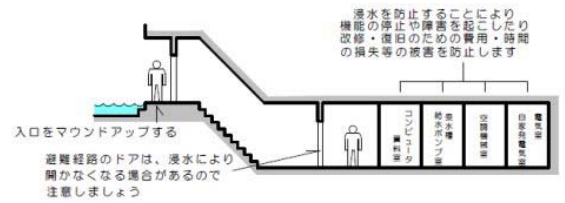
#### ②床上浸水に備える

- i 人命を守る
- ii 生活を守る
- iii 財産を守る
- iv 設備を守る

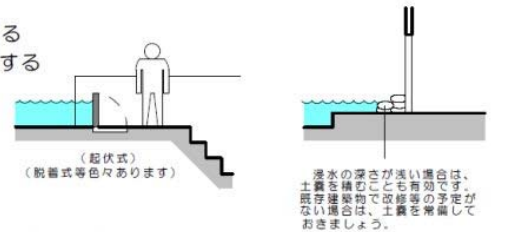


#### ③地下空間への浸水による被害を未然に防ぐ

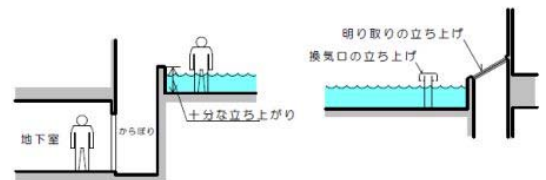
- i 出入口をマウンドアップする



- ii 防水板を設置する
- iii 土嚢等の準備をする



- iv からぼり周囲を立ち上げる
- v 換気口、明り取り窓等を立ち上げる



参考 建築物の耐水化対策の事例  
 (出典：草津市建築物の浸水対策に関する条例の概要)

## エ 大規模洪水時における避難地・緊急避難先の確保

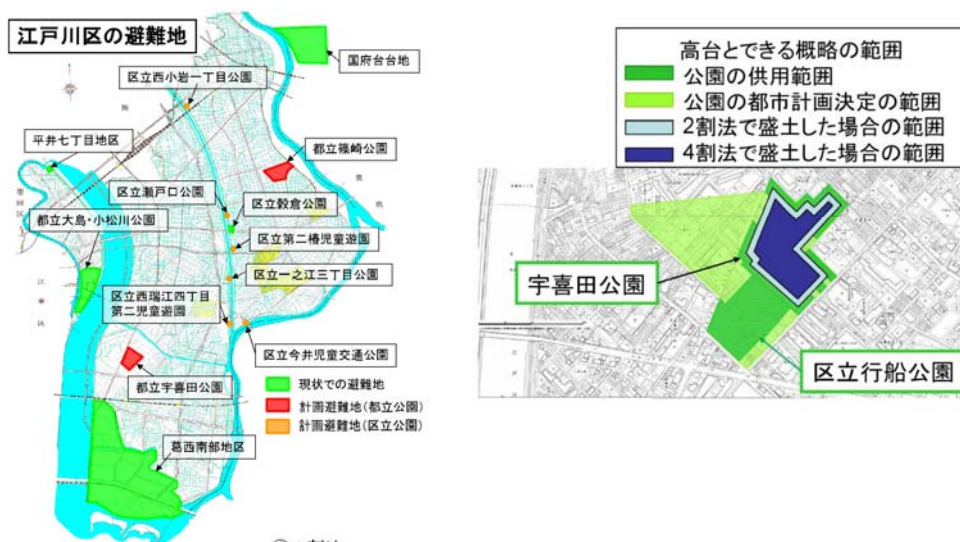
大規模洪水時に高台までの避難が困難な地区においては、公園の高台化による避難地の確保や、身近な公共施設等の活用による緊急避難先の確保を進める。

### 【防災を明確に意識した都市づくり】

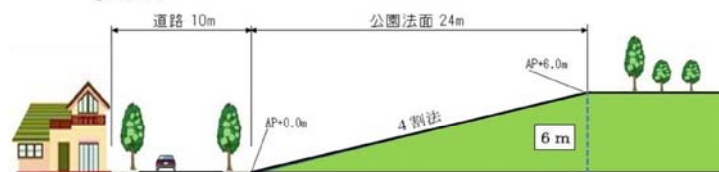
□公園緑地担当は、大規模洪水時に高台までの避難が困難な地区において新たに公園整備を行う際、敷地の嵩上げ等により、地区内の避難地を確保し、避難時間の短縮を図る。

### 【多様な主体との協働】

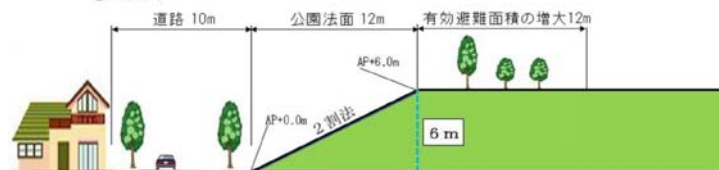
□防災担当は、各公共施設担当（教育施設等）と調整し、学校等の身近な公共施設等の上層階を待避施設に位置付け、大規模洪水時に高台までの避難が困難な地区における緊急避難先を確保する。



① 4割法



② 2割法



### 参考 公園の高台化のイメージ

(出典：江戸川区における気候変動に適応した治水対策について【最終とりまとめ】  
 《ゼロメートル都市：江戸川区への提言》 平成22年4月  
 江戸川区における気候変動に適応した治水対策検討委員会)



オ 災害時要援護者のための円滑な避難機能の確保

災害時要援護者の円滑な避難に資する公共施設等の整備・バリアフリー機能の強化を図る。

【防災を明確に意識した都市づくり】

□許認可・指導担当は、福祉のまちづくり条例や施設のバリアフリー化に係る整備指針策定時において、災害時要援護者避難を考慮した施設整備について検討し、整備指針等への反映を行う。さらに、住民及び事業者への窓口における要援護者対策に係る情報提供を行う。

【多様な主体との協働】

□福祉部局は、災害時要援護者支援プラン策定時において、災害時要援護者の円滑な避難に資する施設整備に係る事項を許認可・指導担当が策定する整備指針に反映できるように提案する。

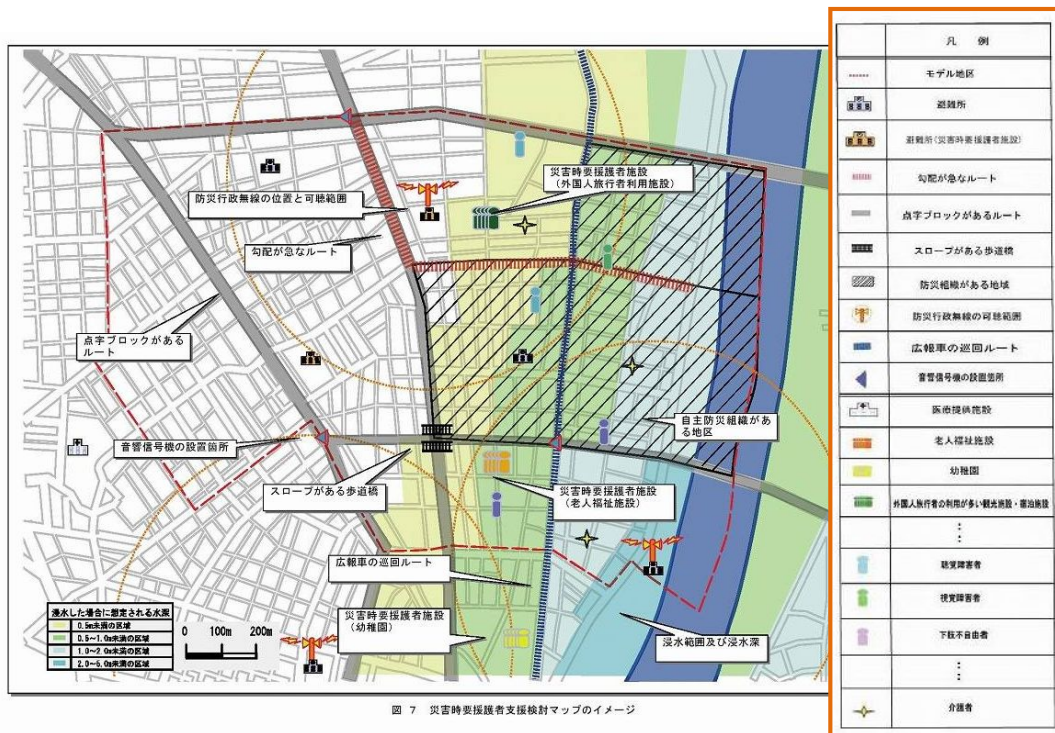


図 7 災害時要援護者支援検討マップのイメージ

要援護者の避難支援策の検討に必要な情報  
(避難所、道路状況、要援護者の位置情報等)

参考 要援護者の避難に係る課題抽出図のイメージ

出典：災害時要援護者避難支援策の具体化のための手引き

国土交通省国土技術政策総合研究所によるケーススタディ

(解説)

①防災を明確に意識した都市づくりと多様な主体の協働による防災都市づくり施策の推進  
都市整備部局が中心となり、庁内関係部局の既存事業、関係機関の施設整備において、防災機能（人的被害の低減や経済被害の低減・日常への早期復旧）の評価を積極的に行い、施策の重みづけや財政上の優先的な予算確保につながるよう、施策の重点化を検討する。

<防災機能の評価例>

I：人的被害の低減の評価

[評価例]

- 市街地整備・まちづくり担当は、津波到達リードタイムの短い地域における緊急避難路（アクセス路）の確保により避難困難区域の縮小または津波避難施設カバーエリアの拡大に努め、防災部局が指定する各津波避難施設の利用可能面積・避難人口を確保する。
- 市町村は、延焼危険度の高い地域や消防活動困難区域における河川施設への消防利水施設の確保について河川管理者に要望し、消防活動困難区域の低減を図る。
- 三次救急医療圏における広域な転搬送ルート（高規格道路）について、孤立を避けるため、街路事業や農政部局が所管する農道等の活用を検討し、地先のアクセス（ラストワンマイル）を担保する災害時の迂回路や代替ルートの確保（市町村所管道路や街路等の整備）により、傷病者の後方搬送時間の縮小を図る。

II：経済被害の低減と日常への早期復旧の評価

[評価例]

- 市街地開発事業担当は、浸水想定区域（洪水）における区画整理事業区域において、宅地盤の嵩上げと地区計画による低層階の土地利用制限を行い、床上浸水（区域・棟数）の低減を図る。
- 許認可・指導担当は、都市計画・土地利用等担当及び下水道担当と連携し、浸水のおそれのある地域（洪水・内水）において、新たな市街地開発を行う際に、雨水の流出を抑制する調整池や、雨水貯留浸透施設等の設置を誘導し、床上・床下浸水（区域・棟数）の低減を図る。
- 許認可・指導担当は、ミニ開発が進行する浸水のおそれのある市街化区域周縁地域（洪水・内水）において、開発時の窓口での指導等により、建築物の浸水対策設計や施行等の必要な対策の実施を促し、建築物の床上・床下浸水（区域・棟数）の低減を図る。
- 医療・福祉部局は、街路担当等の都市整備部局と連携し、浸水想定区域内（洪水・内水・津波）に位置する医療施設、要援護者施設において、施設の改修時に併せて、施設内の外構耐水・外壁耐水・設備のかさ上げや近傍搬送拠点（ヘリポート）

までのアクセス路のかさ上げ等により、孤立や機能喪失のおそれがある施設数を低減する。

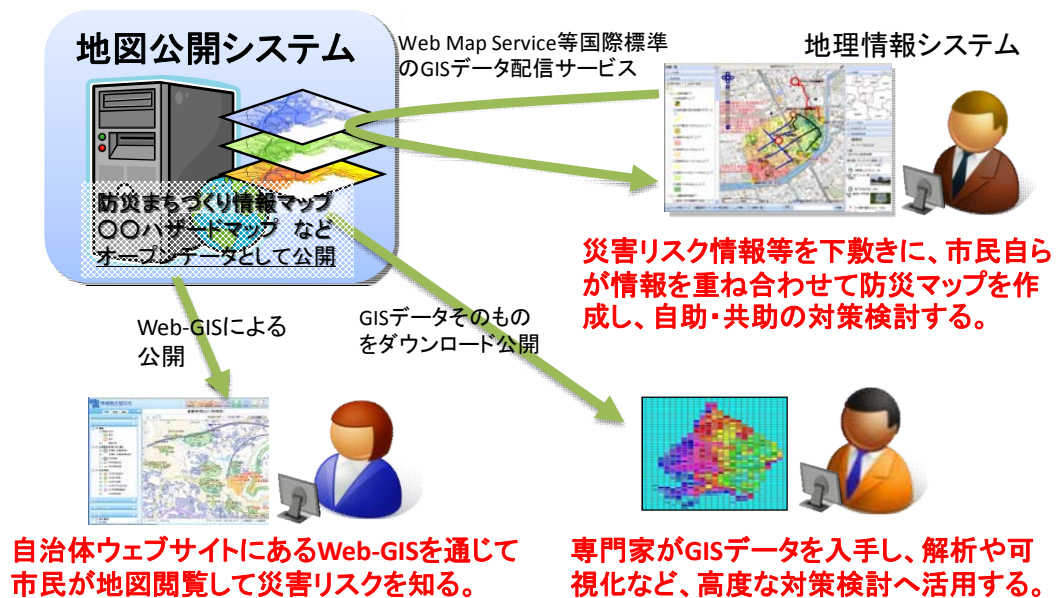
- 市町村（都市整備部局・道路部局・防災部局等）は、県の公園緑地部局や国・県の道路部局に働きかけ、浸水想定区域内（津波・洪水等）に位置する広域避難場所や高規格道路において、施設の副次的効果となる防災機能（多重防御）が発揮できるよう施設整備を図り、外力（津波・洪水等）を低減する。
- 県指定の緊急輸送路の見直し・再整備に併せ、公園緑地担当は、沿道の運動公園（市町村所管）を整備し、市街地整備・まちづくり担当は、主要生活道路・区画道路・細街路の整備等において防災機能の付加（緊急車両用が通過可能な幅員の確保等）や施設整備の重点化によるアクセス路の整備を行い、災害復旧・復興時の緊急車両や資機材の終結・集約拠点としての機能（外部支援受入規模）を確保する。
- 市町村（都市整備部局・道路部局・防災部局等）は、国・県等の道路部局に、自専道整備事業中区间における工事車両用通路の継続的利用（施設管理用通路利用）を働きかけ、孤立の恐れがある市街地集落数を低減し、緊急輸送路等の早期啓開・復旧を図る。
- 公園緑地担当は、防災部局と連携し、公園緑地等の整備において、仮設住宅建設用地となり長期的な避難生活の場を提供する機能や、復旧・復興事業に必要な資機材の置場等を提供する機能、災害支援に関する被災者への情報ステーション、炊き出し・給水活動の場やボランティアの活動拠点等を提供する機能等を確保し、オープンスペースの有効活用による被災後の早期復旧・復興を図る。

〈防災まちづくり情報マップの活用による自助・共助の促進

～防災まちづくり情報マップの市民への公開～

ハザードマップや被害想定図等の災害リスク情報、防災まちづくり情報マップ等を広く市民や地域に対し積極的に公開することで、自助・共助による防災まちづくりの取り組みの促進が期待される。

また、データの公開・提供時において、PDF データだけでなく、二次利用可能なGIS データとして公開（Web-GIS による閲覧）することで、市民自らが地域の情報を書き込むことが可能（地図配信サービスなどのAPI による利用等）となり、行政と市民による災害リスク情報の共有が図られる。



〈参考：都市整備部局及び関係部局・関係機関等における防災都市づくりに関する主な施策〉

本表は、都市整備部局内の担当別に、防災都市づくりに資する施策、対象災害、連携が必要な庁内内部局・関係機関等のうち主なものをとりまとめたものである。計画の策定や具体的施策の推進にあたって、参考にされたい。なお、本表は一般的なケースを想定して記載しており、個別の市町村、地域などによって本表とは異なるケースもあり得ることに留意されたい。

1. 防災を明確に意識した都市づくり（都市整備部局）

⇒「防災都市づくり計画策定に係る参考事例集  
2-1 庁内都市整備部局の活用事例」参照

No	都市整備部局内 担当課・係等 (主な事業)	防災都市づくりに資する施策等 (防災機能確保・強化)		主な 対象災害 (施策・事 業等の主目 的◎・副次 効果○)		施策・事業の 実現のために連 携が必要な庁 内部局・関係 機関	市民との協働に より推進する施 策・事業	
		施策分類	個別施策	地震	津波 水害			
1-①	都市計画・土地利 用等担当  (都市計画マスタ ープラン策定、景 観計画策定、土地 利用現況調査、都 市計画道路・公園 等の計画、都市計 画決定・変更等)	災害リスク 情報を踏ま えた課題地 区の抽出・周 知	■災害危険度判定調査の実施	◎	◎	所管事業にお ける 防災性の評価	地域合意・地域参加を 伴う、モデル地区で計 画策定・ワークショップ ・訓練実施、地域へ の説明会開催、都市計 画に係る意見書提出、 計画・事業・制度導入 時の市民意向調査(ア ンケート・パブコメ) や権利者合意等を伴う 施策・事業	
			■災害危険度判定調査結果(危険度)の周知	◎	◎			
1-①		防災に 関連 する 計 画 策 定	■浸水リスクの高い地区の特定		◎	防 災  政 策 企 画 防 災  防 災  防 災  防 災		
			■防災都市づくり計画の策定		◎			
			■市町村都市計画マスタープランにおける防災に係る都市の将来像の明示		◎			
			■事前復興計画・復興マニュアルの整備		◎			
			■各種災害リスクを考慮した区域区分の検討・見直し		◎			
			■災害危険区域内の建物の構造上の制限		◎			
■都市不燃化のための土地利用・建築規 施策	◎							

1-②	街路担当 (都市計画街路事業の計画、工事、用地取得)	道路整備 道路の防災機能強化 建物の個別更新時の誘導 公共建築物の新築・建替 建築物における防災機能確保	制(防火・準防火地域等の指定)																		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■防災集団移転促進事業の活用</li> <li>■建築物の浸水対策の促進(土地利用・建築構造規制)</li> <li>■避難路整備</li> <li>■延焼遮断帯の形成</li> <li>■消防活動等の防災拠点となる道路等の整備とネットワーク化</li> <li>■緊急輸送道路となる幹線道路の強化</li> <li>■建築物の不燃化の促進</li> <li>■建築物の耐震化の促進</li> <li>■建築物の不燃化に係る助成・建替アドバイス</li> <li>■地域防災拠点の整備</li> <li>■防災拠点施設の機能継続のための施設強化</li> <li>■民間建物や公用施設における備蓄の確保</li> <li>■街区内の不燃化促進</li> <li>■密集市街地緊急リノベーション事業</li> <li>■地震に強い都市づくり緊急整備事業</li> <li>■地区の防災まちづくり計画の作成</li> <li>■地域継続計画や地域協定等のルールづくり</li> <li>■防災街区整備地区計画・防災街区整備事業等の推進</li> <li>■地区計画・建築協定等による土地利用・建築規制</li> <li>■事前復興のデザインワークショップの実施</li> <li>■被災地における復興まちづくり総合支援事業</li> <li>■地区公共施設等整備</li> <li>■密集市街地での細街路の拡幅整備</li> </ul>	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1-③	市街地整備・まちづくり担当 (住宅市街地総合整備事業、都市防災不燃化促進事業、駅周辺整備事業、都市再生整備計画、まちづくり条例、景観条例、地区計画、特定地区まちづくり協議会の運営・支援等)	まちづくりのルールに係る計画づくり 密集市街地における整備事業																			

	<p>1-④</p> <p>市街地開発事業担当 (市街地再開発事業、区画整理事業等)</p>	<p>プンスペースの整備</p> <p>自助・共助の防災まちづくりに係る周知啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 密集市街地での老朽建築物の除却、老朽ブロック塀の撤去・生垣化</li> <li>■ 避難路整備</li> <li>■ 主要生活道路・区画道路・細街路の整備、行き止まり道路の解消、バリアフリー化</li> <li>■ 身近なオープンスペースの確保</li> <li>■ 防災カルテの作成による各種災害リスクの周知</li> <li>■ 防災まちづくりニュースを介した地域の取り組み周知</li> <li>■ 災害の危険性が高い区域の周知と耐水化の推進</li> <li>■ 地域住民などへの避難手段等の情報提供に係る施設整備(サイン等)</li> <li>■ 住民等のまちづくり活動支援</li> <li>■ 土地区画整理事業、市街地再開発事業による市街地の安全性の向上</li> <li>■ 安全確保計画を反映した駅前の市街地再開発事業及び土地区画整理事業における防災機能の確保</li> <li>■ 2号施設、防災広場、公開空地等の整備</li> </ul>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>○</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>防 災</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>防 災</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>防 災</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>1-⑤</p> <p>公園・緑地担当 (緑の基本計画策定、公園等の計画・新設・改良・維持・緑化の啓発・推進等)</p>	<p>公園・緑地施設の確保</p> <p>公園・緑地施設の防災機能の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 初期消火活動や一時避難等に資する身近なオープンスペース(小広場等)の確保・維持管理</li> <li>■ 避難者を保護する二次避難先となるオープンスペースの整備</li> <li>■ 避難生活の場や復旧・復興活動の活動拠点(地域防災拠点施設)となる公園・緑地の整備</li> <li>■ 防災拠点施設の機能継続のための公園緑地施設の強化</li> <li>■ 津波の緩衝機能の確保</li> <li>■ 保水地域の保全、遊水地域の確保(緑地等の保水・透水機能の活用保全)</li> <li>■ 地域住民などへの施設の防災機能に係る情報提供のための施設整備(サイン等)</li> <li>■ 建築物の耐震化に係る助成</li> <li>■ 開発時における宅地の安全性の向上に</li> </ul>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>○</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>消 防</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>防 災</p> <p>農 政 防 災</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>		
<p>1-⑥</p> <p>許認可・指導担当</p>	<p>個別建築物の構造強化に</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物の耐震化に係る助成</li> <li>■ 開発時における宅地の安全性の向上に</li> </ul>	<p>◎</p> <p>◎</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>		





2. 多様な主体による協働（庁内関係部局）

⇒ 「防災都市づくり計画策定に係る参考事例集 2-2 庁内関係部局や関係機関との連携による取組み連携に係る事例 ① 庁内関係部局との連携施策」参照

No	庁内関係部局 (主な事業)	防災都市づくりに資する 施策等 (防災機能確保・強化)	主な 対象災害			(都市整備部局内) 庁内関係部局に対し 所管する施策・事業において防 災性を積極的に評価するよう働 きかけ、協働する代表課	庁内関係部局との連携に あたり、事前に調整が 必要な部局
			地震	津波	水害		
2-1-①	所管事業における 防災性の評価と 事業推進  道 路 (橋梁の改修や長 寿命化の工事、都 市計画道路事業等 に係る調査・設計 および工事、道 路・橋梁等の維持 管理、土地・建物 等の取得および調 整 等)	■ 延焼遮断帯の形成 ■ 避難路整備 ■ 消防活動等の防災拠点 となる道路等の整備とネ ットワーク化 ■ 道路施設の耐震性向上 ■ 道路施設の液状化対策 ■ 緊急輸送道路となる幹 線道路の強化 ■ 道路上の避難施設の整 備 ■ 二線堤の整備	○	○	○	庁内関係部局への働き かけ・協働 街路担当 街路担当、 市街地整備・まちづくり担当 街路担当、 市街地整備・まちづくり担当 街路担当 街路担当 街路担当 市街地整備・まちづくり担当 都市計画・土地利用等担当 市街地整備・まちづくり担当	関連施策における都市 整備部局との連携・事業 所管部局への働きかけ
			○	○	○	防災 防災 防災 — — 防災 防災 防災	
2-2-②	政策企画 (総合計画(基本 構想・基本計画)・ 実施計画策定 等)	■ 総合計画への防災対策 の重点化に係る視点 の反映	○	○	○	都市計画・土地利用等担当	防災
2-3-③	防 災 (地域防災計画策 定)	■ 避難手段に係るサイン 設置や防災マップ・ハザー ドマップの作成	○	○	○	都市計画・土地利用等担当	—



	くり条例等)								
2-⑥	農政 (農林業に係る企 画及び計画、生産 緑地の管理、農道 整備事業等) 各公設施設管理担 当部局 (日常の施設の維 持管理等)	バックアップ道路とし ての拡幅整備	○	◎	○	◎	都市計画・土地利用等担当 市街地整備・まちづくり担当	防災	
2-⑦		■農地、低未利用地の保 全・活用  ■公共建築物の耐震・耐 浪・耐水・不燃化	◎	○	◎	◎	市街地整備・まちづくり担当 下水道担当  許可・指導担当	防災	

3. 多様な主体による協働（関係機関（都道府県））

⇒ 「防災都市づくり計画策定に係る参考事例集 2-2 庁内関係部局や関係機関との連携実施に係る事例」参照  
助・共助による取組み連携に係る事例 ③ 施設管理者との連携実施に係る事例」参照

	都道府県の関係部局 (主な事業)	防災都市づくりに資する施策等 (防災機能確保・強化)	主な対象災害			所管する施策・事業において防災性を積極的に評価するよう働きかけ、協働する庁内代表課 (庁内関係部局)	都道府県に対し (都市整備部局)	備考： 都道府県との協働の場や調整・検討課題等の例
			地震	津波	水害			
N0	所管事業における防災性の評価					(都市整備部局)		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学校、病院、消防署、文化施設、市役所等の公共施設の適正配置（施設の利便性や災害時における避難、機能の保全等を考慮し、新市街地への配置）</li> </ul>						例：防災拠点となる都道府県所管施設（高校・災害拠点病院等）と市町村所管施設（庁舎・小中学校・市町村立病院）の新設・移転・統廃合時における防災上の施設の位置づけに係る調整
3-1①	都市計画・土地利用 (区域マスタープラン策定、用途地域等の見直し等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事前復興計画・復興マニュアルの整備</li> <li>■ 浸水リスクの高い地区の特定</li> <li>■ 建築物の浸水対策の促進（土地利用・建築構造規制）</li> <li>■ 都市計画区域マスタープランにおける都市の将来像の明示</li> </ul>	○	○	○	防災	都市計画・土地利用等担当	例：都道府県の事前復興計画・復興マニュアルを踏まえた市町村の計画・マニュアル作成時の調整協議の場 例：都道府県施設管理者における浸水想定・シミュレーション結果等の情報提供 例：都市計画見直しに係る同意協議の場
3-1②	道路 (橋梁の改修や長寿命化の工事、都市計画道路事業等に係る調査・設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 延焼遮断帯の形成</li> <li>■ 避難路整備</li> </ul>	○			—	都市計画・土地利用等担当	例：区域マスタープランと市町村マスタープランとの整合に係る調整協議の場 例：延焼遮断帯形成に係る道路計画幅員等の情報共有の場 例：避難路（都市計画道路等）について事業計画における優先整備路線の位置づ

<p>3-③</p> <p>および工事、道路・橋梁等の維持管理、土地・建物等の取得および調整等)</p> <p>河川・砂防・海岸等</p> <p>(河川施設・砂防施設・海岸保全施設等の保全・整備、維持管理等)</p>	<p>■ 消防活動等の防災拠点となる道路等の整備とネットワーク化</p>	○	○	○	道路・消防	市街地整備・まちづくり担当	<p>例：緊急輸送路の位置づけ見直し時における市町村所管施設の事業化路線の調整</p>	<p>けと整備スケジュールに係る情報共有の場合</p>
	<p>■ 道路施設の耐震性向上</p>	○			道路	市街地整備・まちづくり担当		
	<p>■ 道路施設の液状化対策</p>	○			道路	市街地整備・まちづくり担当		
	<p>■ 緊急輸送道路となる幹線道路の強化</p>	○	○	○	道路・防災	市街地整備・まちづくり担当		
	<p>■ 道路上の避難施設の整備</p>		○		道路	都市計画・土地利用等担当		
	<p>■ 二線堤の整備</p>		○		道路	市街地整備・まちづくり担当		
	<p>■ 所管施設の耐震性向上</p>	○			防災	都市計画・土地利用等担当		
	<p>■ 所管施設の液状化対策</p>	○			防災	都市計画・土地利用等担当	<p>例：都道府県所管施設周辺における地域の液状化危険度の情報提供</p>	
	<p>■ 防潮堤等による外力の低減</p>		○		防災	都市計画・土地利用等担当	<p>例：市街地・集落における浸水想定区域内の被害様相に係る情報提供</p>	
	<p>■ 津波河川遡上の防止</p>		○		防災	都市計画・土地利用等担当		
	<p>■ 河川堤防の越流防止（高上げ整備）</p>		○		防災	都市計画・土地利用等担当		
	<p>■ 漁港の胸壁整備</p>		○		防災・水産	都市計画・土地利用等担当	<p>例：市街地・集落における浸水想定区域内の被害様相に係る情報提供</p>	
	<p>■ 排水機場の津波対策</p>		○		防災	都市計画・土地利用等担当		
<p>■ 水門・陸閘等の施設の管理・運用体制の構築</p>		○		防災	都市計画・土地利用等担当			

3-1-④	公園緑地 (緑の基本計画策定、公園等の計画・新設・改良・維持・緑化の啓発・推進等)	■ 確実な津波情報の収集・発信		○		防災	都市計画・土地利用等担当	
		■ 河川改修			○	防災	都市計画・土地利用等担当	
		■ 河川内の危険構造物の改築			○	防災	都市計画・土地利用等担当	
		■ ダムの整備			○	防災	都市計画・土地利用等担当	
		■ 特定都市河川流域での浸水対策の推進			○	防災	都市計画・土地利用等担当	
		■ 地先の安全度の評価・公表			○	防災	都市計画・土地利用等担当	
		■ 効率的・効果的な施設の運用(河川)			○	防災	都市計画・土地利用等担当	
		■ 避難者を保護するオープンスペース・広域避難場所の整備・確保	○	○	○	防災	公園・緑地担当	例：一時集合場所、二次避難、広域避難に係る防災計画上の位置づけと広域避難場所の避難圏域の調整
		■ 避難生活の場や復旧・復興活動の支援拠点となる公園・緑地の整備	○	○	○	防災	公園・緑地担当	
		■ 津波の緩衝区域の確保			○	防災	公園・緑地担当	
3-1-⑤	下水道 (下水道事業の調	■ 防災公園等の地域防災拠点の整備		○		防災	公園・緑地担当	例：都道府県指定の広域防災拠点施設の位置づけ時ににおける調整
		■ 防災公園等の防災拠点施設の機能継続のための施設強化		○		防災	公園・緑地担当	
		■ 地域住民などへの情報提供に係る施設整備		○		防災	公園・緑地担当	
		■ 保水地域の保全、遊水地域の確保(緑地等の保水・透水機能の活用保全)			○	農政	公園・緑地担当 下水道担当	例：緑の基本計画策定時ににおける緑地等の保水・透水機能確保に係る施策調整
		■ 下水道施設の耐震性向上	○		—	下水道担当		
		■ 下水道施設の液状化	○		—	下水道担当		

査及び計画、下水処理センター・ポンプ場の管理運営 等)	化対策	■下水道BCPの策定	○	○	—	下水道担当		
		■雨水流出抑制型下水道施設整備(下流への流出量のピークカット・平準化)		○	—	下水道担当		
		■流下型施設下水道施設整備(流下量の増強)導入		○	—	下水道担当		
		■雨水浸透施設の整備(雨水総流出量の減少)		○	—	下水道担当		
		■自助・共助による側溝、排水溝の清掃活動の促進		○	地域振興	下水道担当		
		■効率的・効果的な施設の運用(下水)		○	—	下水道担当		
		■雨水貯留・排水施設の整備		○	—	下水道担当		
		■復旧・復興拠点や生活物資等の輸送中継基地等となる広域防災拠点の整備	○	○	防災	都市計画・土地利用等担当		
		防 災						
		3—⑥	(地域防災計画策定、戦略・アクションプラン策定、広域防災拠点の指定等)					

4. 多様な主体による協働（関係機関（国））

	国の関係部局 (主な事業)	防災都市づくりに資する施策等 (防災機能確保・強化)	主な対象災害			所管する施策・事業において防災性を積極的に評価するよう働きかけ、協働する代表課 (市町村庁内) (都市整備部局)	国に対し
			地震	津波	水害		
N0	<div style="border: 1px solid black; background-color: #f9cb9c; padding: 5px; text-align: center;">                     所管事業における 防災性の評価                 </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #f9cb9c; padding: 5px; text-align: center;">                     関係機関（国）への 働きかけ・協働                 </div>				関係機関（国）への働きかけ・協働	関係機関（国）への働きかけ・協働
						都道府県への働きかけ・協働	関係機関（都道府県）への働きかけ・協働
						関係機関（国）への働きかけ・協働	庁内関係部局への働きかけ・協働
4-①	道路 （橋梁の改修や長寿命化の工事、都市計画道路事業等に係る調査・設計および工事、道路・橋梁等の維持管理、土地・建物等の取得および調整等）	■ 延焼遮断帯の形成 ■ 避難路整備	○			道路	街路担当
		■ 消防活動等の防災拠点となる道路等の整備とネットワーク化 ■ 道路施設の耐震性向上 ■ 道路施設の液状化対策 ■ 緊急輸送道路となる幹線道路の強化 ■ 道路施設を活用した避難場所の整備 ■ 二線堤の整備	○	○		道路	街路担当 市街地整備・まちづくり担当
4-②	河川・砂防・海岸等	■ 所管施設の耐震性向上	○	○		河川・砂防・海岸	防災



(河川施設・砂防 施設・海岸保全施 設等の保全・整備、 維持管理等)	■ 所管施設の液状化 対策	○				河川・海岸	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 防潮堤等による外 力の低減		○			海岸	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 津波河川遡上の防 止		○			河川	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 河川堤防の越流防 止(高上げ整備)		○			河川	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 漁港の胸壁整備		○			農林水産	水産 防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 排水機場の津波対 策		○			建設事務所	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 水門・陸閘等の施設 の管理・運用体制の構 築		○			河川・海岸	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 確実な津波情報の 収集・発信		○			河川・海岸	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 河川改修			○		河川	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 河川内の危険構造 物の改築			○		河川	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ ダムの整備			○		河川・砂防	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 特定都市河川流域 での浸水対策の推進			○		河川	防災	都市計画・土地利 用等担当
	■ 効率的・効果的な施 設の運用(河川)			○		河川	防災	都市計画・土地利 用等担当